

(整理番号 405)

大阪地方最低賃金審議会

令和4年度第2回大阪府最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和4年7月29日(金)
午前10時55分から同12時00分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室
- 3 出席者
公益を代表する委員 3名
労働者を代表する委員 3名
使用者を代表する委員 3名
- 4 議 事
大阪府最低賃金の改正決定について
- 5 議事要旨
 - (1) 事務局から、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会での審議が継続中であり、本専門部会開催時点において、目安額等が示されていないことの説明がなされた。
 - (2) 使用者を代表する委員から、目安に関する小委員会資料第4表の大阪府のデータの提供を求められ、事務局が確認することとなった。
 - (3) 事務局から、昨年度の大阪府最低賃金の改正決定(答申)附帯事項への取り組みについて説明がなされた。
 - (4) 本年度の審議における労使の基本的考え方について表明があった。労働者を代表する委員からは3点。
 - ・日本経済、大阪経済の自律的成長に向けて人への投資が重要である。
 - ・今年の春季生活闘争の状況では全体の賃上げ率2%が確保できているが、急激な物価上昇を反映させたものにすべきである。
 - ・連合大阪リビングウェイジ額1,050円を目指す。
 - (5) 一方、使用者を代表する委員から、基本的な考え方は、目安提示後に説明するとして、基本的な考え方の基本的な部分について、表

明があった。

- ・景気の状態はコロナ禍以前に近づくような回復の兆しがあるが、目下の懸念材料として、急激な円安、物価上昇、ウクライナ情勢等がある。

- ・物価上昇には2つの側面があり、1つは消費者物価の上昇、賃上げをしていくことで国内消費の腰折れを防ぐことは重要であり、経済団体として認識している。

- ・一方、企業物価、輸入物価は消費者物価よりも急激に上昇しており、価格転嫁も進まない中、賃上げの原資が奪われている状況であることは十分に理解いただきたい。

- ・3要素（生計費、賃金、事業の支払能力）が重要であり、これに基づいた審議を本年も重視した形で行いたい。